

あま市／人権に関する市民意識調査

アンケート調査ご協力のお願い

市民の皆様には、日頃から市政に対し、格別のご理解ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本市では、「あま市人権尊重のまちづくり行動計画（平成 24 年度から令和 3 年度まで）」や「あま市男女共同参画プラン（平成 24 年度から令和 3 年度まで）」に基づき、人権尊重のまちづくりや男女共同参画社会の実現に取り組んでいます。

このたび、この計画が令和 3 年度で終了し、新たに第 2 次の計画及びプランを策定するにあたって、これまでの施策の効果に対する検証など、今後より一層充実した取組を行っていくまでの参考とさせていただくため、「あま市人権に関する市民意識調査」を行うことといたしました。

この調査は、**20 歳以上**の市民の方から 3,000 人を無作為に選ばせていただき、調査は無記名でお願いしております。結果はすべて統計的に処理を行い、目的以外に使用することはありません。

皆様には大変お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、調査の目的、趣旨をご理解いただきましてご協力くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

令和 2 年 月

あま市長 村上 浩司

ご記入に当たってのお願い

1. ご記入は、宛名のご本人にお願いいたします。
2. 黒の鉛筆又はボールペンで調査票に直接記入してください。
3. 回答は、あてはまる回答の番号を○で囲んでください。回答数は、各設問に（○印 1 つ）（○印いくつでも）などと指定しておりますので、それに従って回答してください。
4. 設問によっては、特定の方だけに答えていただくものがありますので、その説明に従い記入してください。
5. 本調査の結果は、無記名で統計的に処理いたしますので、個人にご迷惑をおかけすることはありません。
6. ご記入いただいた調査票は**月 日（曜日）**までに、同封の封筒に入れて（切手を貼らずに）郵便ポストへ投函してください。

※わかりにくい点などがございましたら、下記までご遠慮なくお問い合わせください。

調査のお問い合わせ先

あま市 企画財政部 人権推進課（本庁舎内）

〒490-1292 愛知県あま市木田戌亥 18 番地 1

電 話 052-444-0398（平日 8:30～17:15）

F A X 052-441-8330

あま市／人権に関する市民意識調査

はじめに、あなたご自身のことについておたずねします

問1. あなたの性別をお答えください。(○印1つ)

1. 男性 2. 女性

問1. あなたの性別をお答えください。※答えたくない場合は、記載の必要はありません。

1. 男性 2. 女性

問2. あなたの年齢をお答えください。~~(平成27年9月1日現在)~~ (令和2年 月 日現在)

(○印1つ)

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 20～29歳 | 3. 40～49歳 | 5. 60～69歳 |
| 2. 30～39歳 | 4. 50～59歳 | 6. 70歳以上 |

問3. あなたが現在お住まいの小学校区はどちらですか。(○印1つ)

- | | | |
|-----------|--------------|--------------|
| 1. 七宝小学校区 | 6. 正則小学校区 | 11. 甚目寺東小学校区 |
| 2. 宝小学校区 | 7. 篠田小学校区 | 12. 甚目寺西小学校区 |
| 3. 伊福小学校区 | 8. 美和東小学校区 | 13. わからない |
| 4. 秋竹小学校区 | 9. 甚目寺小学校区 | |
| 5. 美和小学校区 | 10. 甚目寺南小学校区 | |

問4. あなたが最後に卒業された学校についてお答えください。また、在学中の方は在学している学校をお答えください。(○印1つ)

- | | | |
|--------------|--------------|------------|
| 1. 小学校・中学校 | 3. 短大・専門学校 | 5. その他 () |
| 2. 高等学校・専修学校 | 4. 大学・大学院・高専 | |

問5. あなたのご職業をお答えください。(○印1つ)

- | |
|--|
| 1. 自営業（農林、商工サービス、建設業、自由業などの事業主及び家族従事者） |
| 2. 民間企業・団体の経営者、役員 |
| 3. 民間企業・団体（従業員数100人未満）の勤め人 |
| 4. 民間企業・団体（従業員数100人以上）の勤め人 |
| 5. 臨時雇、パート、派遣 |
| 6. 公務員 |
| 7. 教員 |
| 8. その他の有業者（1～7以外） |
| 9. 家事専業 |
| 10. 学生 |
| 11. 無職（求職中や定年後を含む） |
| 12. その他（ ） |

問6. あなたは結婚（事実婚を含む）していますか。（○印1つ）

- 1. 結婚している→問7へ
- 2. 結婚していたが、離婚・死別した→問8へ
- 3. 結婚していない→問9へ

問7. (問6で「1. 結婚している」と回答した方に)

配偶者の方のご職業をお答えください。（○印1つ）

- 1. 自営業（農林、商工サービス、建設業、自由業などの事業主及び家族従事者）
- 2. 民間企業・団体の経営者、役員
- 3. 民間企業・団体（従業員数100人未満）の勤め人
- 4. 民間企業・団体（従業員数100人以上）の勤め人
- 5. 臨時雇、パート、派遣
- 6. 公務員
- 7. 教員
- 8. その他の有業者（1～7以外）
- 9. 家事専業
- 10. 学生
- 11. 無職（求職中や定年後を含む）
- 12. その他（ ）

問8. あなたにはお子さん（同居していないお子さんを含む）がいますか。一番下（末子）のお子さんの学齢時でお答えください。（○印1つ）

- 1. 就学前の子どもがいる
- 2. 小学生の子どもがいる
- 3. 中学生の子どもがいる
- 4. 高校生以上の子どもがいる
- 5. 子どもはいない

問9. あなたと同居しているご家族の構成についてお答えください。（○印1つ）

- 1. 単身世帯（1人）
- 2. 夫婦のみ
- 3. 親と子（二世代世帯）
- 4. 親と子と孫（三世代世帯）
- 5. その他（ ）

【人権に関する市民意識調査票】

人権意識についておたずねします

日本国憲法では、すべての国民は法の下に平等であり、生命、自由及び幸福追求に対する権利について保障しています。このような基本的人権に関する次の設問について、あなたの考え方や感じていることをお答えください。

問 10. 今の日本は、基本的人権が尊重されている社会だと思いますか。(○印 1つ)

- | | | |
|---------|-----------|--------------|
| 1. そう思う | 2. そう思わない | 3. どちらともいえない |
|---------|-----------|--------------|

問 11. 国民（市民）一人ひとりの人権意識は、10 年前に比べて高くなっていると思いますか。
(○印 1つ)

- | | | |
|---------|-----------|--------------|
| 1. そう思う | 2. そう思わない | 3. どちらともいえない |
|---------|-----------|--------------|

問 12. 一人ひとりの人権は、何よりも尊重されるべきだと思いますか。(○印 1つ)

- | | | | |
|---------|-----------------------------|----------------------------------|----------|
| 1. そう思う | 2. 尊重されるべきだが、ある程度の制約もやむを得ない | 3. 人権という名のもとに権利の濫用が見られるので、制限すべきだ | 4. わからない |
|---------|-----------------------------|----------------------------------|----------|

問 13. 日本社会における人権侵害や差別は、10 年前に比べて減ってきていると思いますか。
(○印 1つ)

- | | |
|-------------|------------|
| 1. 減ってきている | 3. 増えてきている |
| 2. あまり変わらない | 4. わからない |

問 14. あなたは、この 10 年程の間に、自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。
(○印 1つ)

- | | | |
|--------------|--------------|-----------------|
| 1. ある→問 15 へ | 2. ない→問 16 へ | 3. わからない→問 16 へ |
|--------------|--------------|-----------------|

問 15. (問 14 で「1. ある」と回答した方に)

自分の人権を侵害されたと思ったのは、どのような場合でしたか。(○印いくつでも)

1. あらぬうわさや悪口、落書き、インターネット情報などで名誉・信用を傷つけられたり、侮辱されたりした
2. 人種・信条・性別・社会的身分等を理由に差別された
3. 地域や職場などにおいて仲間はずれやいじめなど不当な扱いを受けた
4. 学校において体罰やいじめなど不当な扱いを受けた
5. 家庭などで虐待やDV (ドメスティック・バイオレンス) *など不当な扱いを受けた
6. 役所や医療機関、福祉施設などで不当な扱いを受けた
7. プライバシーを侵害された
8. セクシュアル・ハラスメント (性的いやがらせ) やストーカー (つきまとい) 行為を受けた
9. パワー・ハラスメント (権力や地位を利用した嫌がらせ) 行為を受けた
10. その他 ()

*DV(ドメスティック・バイオレンス)／配偶者や恋人など親しい関係にある人から受ける暴力

問 16. 日本の社会における人権にかかる問題として、重要な問題は、どれだと思いますか。

(○印いくつでも)

- | | |
|--|---|
| 1. 女性の人権 | 12. ホームレスの人権 |
| 2. 子どもの人権 | 13. 性同一性障害など (身体的な性と心の性一致しない人) の人権 |
| 3. 高齢者の人権 | 14. 性的指向 (異性愛、同性愛、両性愛等) に関する人権 |
| 4. 障がいのある人の人権 | 15. ヘイトスピーチ (特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動) の問題 |
| 5. 同和問題 (部落差別問題) | 16. その他 () |
| 6. 外国人の人権 | 17. 特にない |
| 7. エイズ患者及びHIV (エイズウイルス) 感染者の人権 | 18. わからない |
| 8. ハンセン病患者・元患者の人権 | |
| 9. 刑を終えて出所した人の人権 | |
| 10. 犯罪被害者の人権 | |
| 11. インターネット (パソコンや携帯電話スマートフォン) による人権侵害 | |

問 17. 人権にかかわる宣言や条約、法律など、あなたが見聞きしたことのあるものはどれですか。
(○印いくつでも)

- | | |
|----------------------------|---|
| 1. 児童虐待防止法 | 13. 難民条約 |
| 2. DV (ドメスティック・バイオレンス) 防止法 | 14. 女子差別撤廃条約 |
| 3. ホームレス自立支援法 | 15. 人種差別撤廃条約 |
| 4. 犯罪被害者等基本法 | 16. 世界人権宣言 |
| 5. 高齢者虐待防止法 | 17. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法） |
| 6. 人権教育のための国連 10 年 | 18. 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法） |
| 7. 人権教育・啓発推進法 | 19. 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法） |
| 8. 水平社宣言 | 20. その他 () |
| 9. 国際人権規約 | 21. 特にない |
| 10. 障害者基本法 | |
| 11. 男女共同参画社会基本法 | |
| 12. 児童の権利条約（子どもの権利条約） | |

女性の人権についておたずねします

問 18. 女性に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。(○印いくつでも)

- | |
|---|
| 1. 固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など） |
| 2. 職場における差別待遇（採用、昇格、賃金など） |
| 3. セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ） |
| 4. 結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境 |
| 5. DV（配偶者やパートナーからの暴力） |
| 6. 家庭や職場、地域などで女性の意見が尊重されないこと |
| 7. アダルトビデオやポルノ雑誌など、女性を性の対象物ととらえる社会風潮 |
| 8. 強姦、強制わいせつ等の性犯罪や売買春 |
| 9. ストーカー行為（特定の人にしつこくつきまとわれることなど） |
| 10. その他 () |
| 11. 特にない |
| 12. わからない |

子どもの人権についておたずねします

問 19. 子どもに関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。(○印いくつでも)

1. 保護者による子どもへの暴力や育児放棄などの虐待
2. 大人が子どもの意見を聞かず、自分の意見を子どもに強制すること
3. 大人が「子どもだから」という理由で、子どものプライバシーを尊重しないこと
4. 子どもによる暴力、いじめ、無視などの仲間はずれ
5. インターネット（パソコンや携帯電話スマートフォン）を使ってのいじめ
6. 教師などによる言葉の暴力や体罰
7. 暴力や性など子どもにとっての有害な情報の氾濫
- 8. 児童買春・児童ポルノ等の対象になること**
9. その他（ ）
10. 特にない
11. わからない

高齢者の人権についておたずねします

問 20. 高齢者に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。(○印いくつでも)

1. 収入が少なく、経済的に自立できないこと
2. 自分の能力を発揮する機会が少ないとこと
3. 高齢者の意見や行動が尊重されないこと
4. 家族や介護者から身体的、心理的等の虐待があること
5. 病院や福祉施設で不当な扱いや身体的、心理的等の虐待があること
6. 詐欺や悪徳商法の被害が多いこと
7. 住宅の申し込みや入居が困難なこと
8. 高齢者が安心して外出できるような環境が整っていないこと
9. 高齢者の家庭や地域社会での孤立化
- 10. 判断能力が低下することにより、安全・安心な暮らしを確保されないこと** (平成 27 年度追加設問)
11. その他（ ）
12. 特にない
13. わからない

障がいのある人の人権についておたずねします

平成28年4月に、障がいを理由とする差別の解消を推進するために、障がいのある人とない人が分け隔てられることなく、すべての国民がお互いの人格と個性を尊重しあって共に暮らせる社会の実現をめざして、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

問21. 障がいのある人に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。（○印いくつでも）

- 1. 結婚について周囲が反対すること
- 2. 収入が少なく、経済的に自立できないこと
- 3. 就職や仕事の内容、待遇で不利な取り扱いを受けること
- 4. 障がいのある人だからという理由で、意見や行動が尊重されないこと
- 5. 交通機関等がバリアフリーになっていないため、自由な行動が妨げられること
- 6. 病院や福祉施設で不当な扱いや虐待があること
- 7. 住宅の申し込みや入居が困難なこと
- 8. じろじろ見られたり、避けられたりすること
- 9. スポーツ活動や文化活動などへ参加できる場が少ないとこと
- 10. その他（）
- 11. 特にない
- 12. わからない

外国人の人権についておたずねします

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動のことを「ヘイトスピーチ」といいます。平成 28 年 6 月に、このようなヘイトスピーチは決して許されるものではないとの認識のもと、その解消をめざす「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。

問 22. 日本に居住している外国人に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。（○印いくつでも）

1. 地域社会での受け入れが十分でないこと
2. 住宅の申し込みや入居が困難なこと
3. 保健・医療、防災、教育などの生活に必要な情報が十分手に入れられないこと
4. 就職や仕事の内容、待遇で不利な取扱いを受けること
5. 学校の受験資格の取扱いや受入れ体制が十分でないこと
6. 文化・スポーツ施設、ショッピング施設などで外国語表示がなく、不便や支障を感じること
7. 結婚について周囲が反対すること
8. ヘイトスピーチなど不当な差別的言動を受けること
9. 国籍による偏見や差別があること
10. その他（ ）
11. 特にない
12. わからない

問 23. ヘイトスピーチ（特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動）が社会問題となっていますが、あなたは、ヘイトスピーチについてどう思いますか。（○印 1 つ）

1. 絶対にやめるべきだと思う
2. よくないことだと思う
3. 何とも思わない
4. 共感するところがある
5. その他（具体的に： ）
6. わからない

エイズ患者・HIV(エイズウイルス)感染者、ハンセン病患者(元患者)の人権についておたずねします

問 24. エイズ患者・HIV感染者に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。(○印いくつでも)

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1. 就職や職場で不利な取扱いを受けること | 6. 結婚について周囲が反対すること |
| 2. 医療機関で治療や入院を断られること | 7. その他() |
| 3. 本人に無断でエイズ検査をされること | 8. 特にない |
| 4. 偏見により差別的な言動を受けること | 9. わからない |
| 5. 住宅の申し込みや入居が困難なこと | |

問 25. 仮に、あなたが職場や地域などで日ごろ親しくつきあっている人がHIV感染者であることがわかった場合、あなたはどうしますか。(○印1つ)

- | | |
|----------------------|-----------|
| 1. 今までどおり親しくつきあう | 4. その他() |
| 2. 感染しないよう配慮しながらつきあう | 5. わからない |
| 3. できるだけつきあいを避ける | |

問 26. ハンセン病患者に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。(○印いくつでも)

- | | |
|--------------------------------|--|
| 1. じろじろ見られたり、避けられたりすること | |
| 2. 就職や職場で不利な取扱いを受けること | |
| 3. 医療機関で治療や入院を断られること | |
| 4. ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと | |
| 5. 偏見により差別的な言動を受けること | |
| 6. 住宅の申し込みや入居が困難なこと | |
| 7. 旅館、ホテル等において、不当な扱いを受けること | |
| 8. 怖い病気といった誤解があること | |
| 9. その他() | |
| 10. 特にない | |
| 11. わからない | |

インターネットによる人権侵害についておたずねします

問 27. インターネットによる人権侵害の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。(○印いくつでも)

- 1. 他人の身元を暴いたり、誹謗中傷したりする表現を掲載すること
- 2. 差別を助長する表現を掲載すること
- 3. 出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること
- 4. 捜査対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載すること
- 5. わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載すること
- 6. 個人情報などが流出していること
- 7. その他 ()
- 8. 特にない
- 9. わからない

問 28. インターネット上で人権侵害と思われるようなページを見た場合、あなたはどのようにしますか。(○印 1つ)

- 1. 自分とかかわりがなければ、特に何もしない
- 2. そのようなページは無視する
- 3. 自分も同じような内容で書き込みをする
- 4. 反対意見を書き込む
- 5. プロバイダ※又は関係機関に知らせる
- 6. いけないとと思うが対処の仕方が分からない
- 7. その他 ()

※プロバイダ／インターネットへの接続サービスを提供する業者

問 29. 性的マイノリティの人々に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。(○印いくつでも)

1. 本人の意思に反して「男らしく、女らしく」という考え方を押しつけること
2. 制服などで男女の別を決めつけること
3. トイレ、更衣室など、男女の別しかなく、バリアフリーとなっていないこと
4. 異性愛を前提とした教育を受けること（性教育、道徳など）
5. 性的少数者について正しい知識を得る機会がないこと
6. 相談場所がないこと
7. 学校や職場でいじめやいやがらせを受けること
8. 就職や職場において不利な扱いを受けること
9. 家族や友達から理解されないこと
10. 法律上の「パートナー」や子どもに対する「親」として、扱ってもらえないことがあること
11. 保険証、パスポート、履歴書などの性別欄が男女のみであること
12. 偏見や誤解により、住まいなど契約を断られること
13. 結婚や子どもの養子縁組がむづかしいこと
14. 施設、病院において、自認する性とは別の扱いを受けることがあること
15. メディアでからかいや偏見を助長するような情報を流すこと
16. その他（
）
17. 特にない
18. わからない

家柄・血筋についておたずねします

問 30. 結婚相手を決める時、家柄とか血筋を問題にする風習について、あなたはどのように思いますか。(○印 1 つ)

1. 当然だと思う
2. おかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がないと思う
3. まちがっているから、なくしていかなければならないと思う
4. その他（
）

問 31. 結婚にあたり家柄や家族状況を調べること（聞き合わせ）について、あなたはどのように思いますか。(○印 1 つ)

1. 当然だと思う
2. おかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がないと思う
3. まちがっているから、なくしていかなければならないと思う
4. その他（
）

問 32. 企業が採用選考のときに身元調査をすることについて、あなたはどのように思いますか。

(○印 1 つ)

1. 当然だと思う
2. おかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がないと思う
3. まちがっているから、なくしていかなければならないと思う
4. その他 ()

同和問題・部落差別についておたずねします

平成 28 年 12 月に、今もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴ってその状況に変化が生じていることを踏まえ、部落差別は決して許されないものであるとの認識のもとに、部落差別のない社会の実現をめざす「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。

問 33. あなたは、日本の社会に「同和地区」、「被差別部落」などと呼ばれ、差別を受けてきた地区があること、あるいは「同和問題」、「部落問題」、「部落差別」といわれる問題があることを知っていますか。(○印 1 つ)

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1. 知っている→問 34 へ | 2. 知らない→問 42 へ |
|-----------------|----------------|

問 34. (問 33 で「1. 知っている」と回答した方に)

あなたが、同和地区や同和問題（部落差別問題）について、はじめて知ったのはいつ頃ですか。(○印 1 つ)

- | | |
|------------|----------------|
| 1. 小学校入学以前 | 5. 大学・短大・専門学校生 |
| 2. 小学生 | 6. 社会人になってから |
| 3. 中学生 | 7. その他 () |
| 4. 高校生 | 8. 覚えていない |

問 35. (問 33 で「1. 知っている」と回答した方に)

あなたが、同和地区や同和問題（部落差別問題）について、はじめて知ったきっかけは何ですか。(○印 1 つ)

- | | |
|----------------|----------------------------|
| 1. 家族から聞いた | 7. テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った |
| 2. 親戚の人から聞いた | 8. 同和問題（部落差別問題）の集会や研修会で知った |
| 3. 近所の人から聞いた | 9. 県、市町村の広報誌や冊子などで知った |
| 4. 学校の友だちから聞いた | 10. その他 () |
| 5. 学校の授業で教わった | 11. 覚えていない |
| 6. 職場の人から聞いた | |

問 36. (問 33 で「1. 知っている」と回答した方に)

あなたは、学校、職場及び地域で同和問題（部落差別問題）についての教育を受けたり、学習したことがありますか。（○印いくつでも）

- | | |
|--------------|---------------------------|
| 1. 小学校で受けた | 6. P T A や民間団体が主催する研修で受けた |
| 2. 中学校で受けた | 7. 市民対象等の講座などで受けた |
| 3. 高校で受けた | 8. その他（ ） |
| 4. 大学で受けた | 9. 覚えていない |
| 5. 職場の研修で受けた | 10. 受けたことはない |

問 37. (問 33 で「1. 知っている」と回答した方に)

あなたは、次の①～⑥の分野について、今日でも同和問題、部落差別があると思いますか。

(○印①～⑥の項目ごとに 1 つずつ)

項目	選択肢	差別はあると思う	差別はないと思う	わからない
① 恋愛		1	2	3
② 結婚		1	2	3
③ 就職		1	2	3
④ 学校・保育所などの教育現場		1	2	3
⑤ 日常の付き合い		1	2	3
⑥ インターネットの表現や書き込み		1	2	3
⑦ 家、土地購入やマンション建設		1	2	3

問 38. (問 33 で「1. 知っている」と回答した方に) (平成 27 年度追加設問)

もしあなたが、新しく家を購入したい時、同和地区や同和地区が小中学校区内にある物件の場合、どのようにすると思いますか。（○印 1 つ）

- | |
|-----------------------------------|
| 1. 同和地区や同じ小中学校区にある物件は避ける |
| 2. 同和地区の物件は避けるが、同じ小中学校区にある物件は購入する |
| 3. こだわらない |
| 4. その他（ ） |

問 39. (問 33 で「1. 知っている」と回答した方に)

仮に、日ごろ親しくつきあっている隣近所の人が、何かのことで同和地区出身の人であることがわかった場合、あなたはどうしますか。（○印 1 つ）

- | |
|-------------------------------|
| 1. これまでと同じように親しくつきあう |
| 2. 表面的にはつきあうが、できるだけつきあいは避けていく |
| 3. つきあいは、やめてしまう |
| 4. なんとかして、近所から出ていってもらうようにしむける |
| 5. 自分の方が住居をかわる |
| 6. その他（ ） |

問 40. お子さんのいる方にお聞きします。お子さんのいない方は次の問 41 へお進みください。

あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうしますか。(○印 1 つ)

1. 親が口をだすべきことではないので、子どもの意志を尊重する
2. 親としては反対するが、子どもの意志が強ければしかたがない
3. 家族の者や親戚の反対があれば、結婚を認めない
4. 絶対に結婚を認めない
5. その他 ()

問 41. 結婚歴のない方にお聞きします。結婚している方は次の問 42 へお進みください。

あなたが同和地区の人と恋愛し、結婚しようとするとき、親や親戚から強い反対を受けたら、あなたはどうしますか。(○印 1 つ)

1. 自分の意志を貫いて結婚する
2. 親の説得に全力を傾けたのちに、自分の意志を貫いて結婚する
3. 家族の者や親戚の反対があれば、結婚しない
4. 絶対に結婚しない
5. その他 ()

問 42. すべての方にお聞きします。

同和問題（部落差別問題）の解決に対するあなたの考えに最も近いのはどれですか。

(○印 1 つ)

1. これは、同和地区の人だけの問題だから、自分とは直接関係ない問題だと思う
2. 自分ではどうしようもない問題だから、なりゆきにまかせるよりしかたがないと思う
3. 自分ではどうしようもない問題だが、誰かしかるべき人が解決してくれると思う
4. 基本人権にかかわる問題だから、自分も市民の一人として、この問題の解決に努力すべきだと思う
5. わからない

人権尊重の取り組み及び啓発活動への参加、認知についておたずねします

問 43. 人権が尊重される社会を実現するためには、特にどのような取り組みが必要だと思いますか。
(○印いくつでも)

1. 人権意識を高めるための啓発を充実させる
2. 幼稚園・保育園、学校などにおいて人権教育（保育）を充実させる
3. 社会に見られる不合理な差別を解消させるための施策を充実させる
4. 社会的に弱い立場にある人を救済、支援していく
5. 人権にかかわりがある職場に勤める人の人権意識を高める（行政職員、教職員、医療・福祉関係者、警察官、消防士など）
6. 人権侵害に対する法的規制を強化する
- 7. 人権問題に対する相談機関を充実させる**
- 8. 個人個人が人権意識を高めるように努める**
9. その他（
）
10. 特にない
11. わからない

問 44. 人権問題について各自治体が実施している啓発活動のうちで、あなたが実際に参加したり、見聞きしたりしたことがあるものがありますか。(○印いくつでも)

なお、「1. 講演会、研修会、シンポジウム」「2. 啓発イベントや企画展示」を選択された方は、その参加状況についても、1～3のいずれかに○をつけてください。

1. 講演会、研修会、シンポジウム
→ 1. よく参加している 2. 1～2度参加 3. 参加したことはない
2. 啓発イベントや企画展示
→ 1. よく参加している 2. 1～2度参加 3. 参加したことはない
3. 広報紙
4. テレビ、ラジオ
5. パンフレット、冊子など
6. 映画、ビデオ
7. 新聞、雑誌
8. 揭示物（ポスターなど）
9. 交通広告（電車車内広告など）
10. インターネットのホームページやお知らせ
11. その他（
）
12. 特にない

問 45. 人権問題に関する啓発活動で、どのようなことが効果的だと思いますか。(○印いくつでも)

- | | |
|------------------|------------------------|
| 1. 講演会、研修会、イベント等 | 6. 揭示物（ポスターなど） |
| 2. 広報紙、パンフレット | 7. インターネットのホームページやお知らせ |
| 3. テレビ、ラジオ | 8. その他（
） |
| 4. 映画、ビデオ | 9. 特にない |
| 5. 新聞、雑誌 | 10. わからない |

問46. 本市では、人権問題に関して以下のことを行っていますが、ご存じのものはありますか。

(○印いくつでも)

1. 「人権施策推進本部」の設置
2. 「小中学校人権教育研究会」の設置
3. 「人権ふれあいセンター」の設置
4. 「虐待防止ネットワーク協議会」の設置
5. 「要保護児童対策地域協議会」の設置
6. 人権擁護委員のしごと
7. 「人権相談事業」の実施
8. 人権ふれあいセンターの「こまりごと相談」の実施
9. 「人権講演会」の開催
10. ~~「ハンセン病問題に関する講演会」「市民人権講座」の開催~~
11. ~~人権に関する映画会~~
11. 中学生による「人権作文」の発表
12. 人権ふれあいセンターにおける小笠原登博士※の遺品、遺稿の展示
13. 同和問題（部落差別問題）やハンセン病に関するパネル展示
14. 小中学生が作成した人権啓発作品（書道、ポスター、標語）の展示
15. 人権啓発パンフレット、広報紙の発行
16. 「人権週間特集号」及び「人権啓発まんが冊子」の発行
17. その他（
）
18. 特にない

※小笠原登／あま市出身の、京都大学等でハンセン病治療に尽力された医師

【男女共同参画に関する市民意識調査票】

男女の人権尊重についておたずねします

問1. あなたは、次の①～⑥の分野について、男女の地位は平等になっていると思いますか。

(○印①～⑥の項目ごとに1つずつ)

項目	選択肢	男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえども女性の方が優遇されている	平等である	どちらかといえども女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない
① 家庭生活		1	2	3	4	5	6
② 職場		1	2	3	4	5	6
③ 学校教育の場		1	2	3	4	5	6
④ 地域社会		1	2	3	4	5	6
⑤ 法律や制度		1	2	3	4	5	6
⑥ しきたりや習慣		1	2	3	4	5	6
⑦ 政治の場、政策決定の場		1	2	3	4	5	6

問2. あなたは、男女が平等な立場で協力し合っていくためには、どんなことが大切だと思いますか。(○印いくつでも)

1. ~~女性が経済力をもつ女性自身が経済力を持ち、知識や技術の習得を図る~~
2. 女性自身の意識をあらためる
3. 男性自身の意識をあらためる
4. 社会の慣習やしきたりをあらためる
5. 法律や制度面の平等をさらに進める
6. 子どもの時から平等意識を育てる
7. 労働条件を整備し、男女が家事を分担できる条件を確保する
8. 育児・介護などを男女が共に担うための制度やサービスなどを整備する
9. ~~国、県、市町村議会議員など、公職につく女性が多くなる行政や企業などにおいて、重要な役職に女性を積極的に登用する~~
10. その他()
11. 特にない
12. わからない

家庭生活についておたずねします

問3. あなたは、「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどのように思いますか。(○印1つ)

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| 1. そう思う | 4. どちらかといえばまちがった考えと思う |
| 2. どちらかといえばそう思う | 5. わからない |
| 3. まちがった考えと思う | |

問4. 家庭における夫婦の役割分担について、どう思いますか。(平成27年度追加設問)

- (1) 全ての方にお伺いします。①～⑥に示す場面で、夫婦のどちらが役割を担う方がいいと思いますか。(理想欄から ○印①～⑥の項目ごとに1つずつ)
- (2) 結婚している方にお伺いします。あなたの家庭では、①～⑥に示す各場面で、実際に夫婦のどちらが役割を担っていますか。(現状欄から ○印①～⑥の項目ごとに1つずつ)

項目	選択肢	全ての方 理想				結婚している方 現状			
		主に妻が行うのがよい	主に夫が行うのがよい	共同して分担するのがよい	その他	主に妻が行う	主に夫が行う	共同して分担する	その他
① 家事全般（食事、洗濯、掃除等）		1	2	3	4	1	2	3	4
② 日常の買い物		1	2	3	4	1	2	3	4
③ 家計の管理		1	2	3	4	1	2	3	4
④ 子育て（子どもの世話、しつけ、教育など）		1	2	3	4	1	2	3	4
⑤ 親等の介護		1	2	3	4	1	2	3	4
⑥ 地域活動への参加		1	2	3	4	1	2	3	4

地域活動についておたずねします

問5. あなたが参加している地域活動における男女の役割分担についてどう感じていますか。

(○印①~⑧の項目ごとに1つずつ) (平成27年度追加設問)

選択肢 項目	意識				現状			
	当然だと思う	仕方ない	改善すべき	わからない	そうしている	そうしていない	どちらでもない	わからない
① 催し物の企画等は主に男性が決定する	1	2	3	4	1	2	3	4
② 地域活動は男性が取り仕切る	1	2	3	4	1	2	3	4
③ 自治区の集会の時には、女性がお茶くみや片づけをしている	1	2	3	4	1	2	3	4
④ 女性は役職につきたがらない	1	2	3	4	1	2	3	4
⑤ 自治区の集会では、男性が上座に座る	1	2	3	4	1	2	3	4
⑥ 女性が発言することは少ない	1	2	3	4	1	2	3	4
⑦ 自治区の組長などの登録は男性(夫)だが、実際は女性(妻)が出席することが多い	1	2	3	4	1	2	3	4
⑧ 実質的な活動はほとんど女性が参加する	1	2	3	4	1	2	3	4

問6. あなたが、地域活動における男女の役割分担などに差があると考えられることは何ですか。

(○印いくつでも) (平成27年度追加設問)

1. 男女が互いに対等なパートナーとして見ていない
2. 女性には発言の機会が与えられなかったり、女性の意見が聞き入れられなかったりする
3. 女性が役職に就きたがらない (就けない)
4. 団体の会長には男性が就き、女性は補助的な役職に就く慣習がある
5. 活動の準備や後片づけなどは女性が行う慣習がある
6. その他 ()
7. 特にない
8. わからない

問7. 地域の防災（災害対策）活動を推進するにあたり、あなたはどのようにお考えですか。

(○印3つまで) (平成27年度追加設問)

1. 防災は男女が共に担うものであるという意識を男女双方が持てるよう行政や地域で取り組む必要がある
2. 防災対策などに女性の視点を含める必要がある
3. 災害時要援護者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等）の視点を含める必要がある
4. 自主防災組織等への女性の参画を促進する必要がある
5. 行政だけでなく、個人や地域で防災活動に取り組む必要がある
6. その他（
）
7. わからない

職業生活女性活躍推進についておたずねします

問8. 女性が職業（仕事）をもつことについて、どう思いますか。(○印1つ)

1. 女性は職業（仕事）をもたない方がよい
2. 結婚したら、職業（仕事）をもたない方がよい
3. 子どもができたら、職業（仕事）をもたない方がよい
4. 子育て期は、職業（仕事）をもたない方がよい
5. 子どもができるても、ずっと職業（仕事）を続ける方がよい
6. 結婚、子どもの有無に関係なく、職業（仕事）をもつ方がよい
7. その他（
）

問9. (問8で1~4と回答した方に) (平成22年度→平成27年度修正設問)

職業（仕事）をもたない方がよいと考える理由は何ですか。(○印1つ)

1. 結婚したら主婦として子どもや夫、家族のために生活する方がいいと思うから
2. 結婚・出産の後に、家庭と仕事を両立させるのは時間的・肉体的に困難だと思うから
3. 仕事をすることについて家族の理解が得られないと思うから
4. 子育て期は、会社に負担をかけることが多いと思うから（保育園の送り迎え、子どもの病気、学校の行事など）
5. 経済的に働く必要性がない
6. パートナーの勤務形態（夜勤・変則勤務）により、家庭と仕事を両立させるのは困難だと思うから
7. 自分の親や周囲の人人がそうしているから
8. その他（
）
9. 特に考えたことはない

問10. 女性が安心して働き続ける環境をつくるために、どのようなことが必要だと思いますか。

(○印いくつでも)

1. 夫や家族が理解し協力する
2. 育児・介護休業制度を定着させる
3. 給料や仕事内容、昇進などの男女差を解消する
4. 職業（仕事）と家庭の両立に職場が理解し協力する
5. 産前・産後・生理休暇などを取りやすくする
6. 夫の育児・介護休業を取りやすくする
7. 育児・保育に対する支援や施設、サービスを充実させる
8. 看護・介護に対する支援や施設、サービスを充実させる
9. 女性労働者の相談窓口を設ける
10. 柔軟な働き方ができる制度の導入（在宅勤務テレワークや短時間労働など）**（平成27年度追加設問）**
11. 就学前の子どもを対象とした保育の充実（保育施設の増設や開設時間の延長など）**（平成27年度追加設問）**
12. 小学生を対象とした放課後児童対策の充実
13. その他（ ）
14. わからない

問11. 育児や介護で休みをとる男性が少ない現状にありますが、その理由は何だと思いますか。

(○印いくつでも) **（平成27年度追加設問）P23へ**

1. 職場の理解が得られないから
2. 昇進や昇給に影響する恐れがあるから
3. 取得後の職場復帰への不安があるから
4. 仕事の量や責任が大きいから
5. 休業補償が十分ではなく、家計に影響するから
6. 女性の方が育児・介護に向いているから
7. 男性自身に「恥ずかしい」「プライドが邪魔をする」などの気持ちがあるから
8. その他（ ）
9. わからない

問11. 女性が増える方がよいと思う職業や役職は何ですか。（○印いくつでも）

1. 国会議員や地方議員
2. 都道府県・市区町村の首長
3. 企業の経営者や管理職
4. 弁護士・医師などの専門職
5. 大学や企業の研究者
6. 自治会やPTAなどの役員
7. 増える必要がない
8. その他（ ）
9. わからない

問 12. 現在働いている方にお聞きします。それ以外の方は問 14 にお進みください。

あなたの職場では、職場の慣行や待遇、仕事の内容等で、性別による違いがあると思いますか
(平成 27 年度追加設問)

1. 違いがある→問 13 へ

2. 違いはない→問 14 へ

3. わからない→問 14 へ

問 13. (問 12 で「1. 違いがある」と回答した方に) (平成 27 年度追加設問)

どのような違いがあると思いますか。(○印いくつでも)

1. 賃金に格差がある
2. 昇進・昇級に差がある
3. お茶くみ・雑用などの補助的な仕事を女性に割り振る
4. トイレ、更衣室などの社内設備に差がある
5. セクシュアル・ハラスメントを受けやすい
6. 教育訓練の機会に差がある
7. 雇用形態に差がある（女性はパートのみで正社員採用はない）
8. その他（
）
9. わからない

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)についておたずねします

問 14. 現在、ワーク・ライフ・バランスが重要視されていますが、あなたは、生活の中で「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」で何を優先しますか。(○印①～②の項目ごとに1つずつ)
 (平成27年度追加設問)

選択肢	「仕事」を優先している（したい）	「家庭生活」を優先している（したい）	「地域・個人の生活」を優先している（したい）	「仕事」と「家庭生活」をともに優先している（したい）	「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している（したい）	「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している（したい）	「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している（したい）	その他	わからない
項目									
① 現実	1	2	3	4	5	6	7	8	9
② 理想	1	2	3	4	5	6	7	8	9

※ワーク・ライフ・バランス／仕事と生活の調和

問 15. ワーク・ライフ・バランスを実現するために、どのようなことが必要だと思いますか。
 (○印いくつでも)

1. 個人の意識を変える
2. 職場や組織の監督者の意識を変える
3. 職場や組織全体の意識を変える
4. 在宅勤務テレワークやフレックスなど柔軟な働き方を導入する
5. 男性自身が家事、育児に対する抵抗感をなくす
6. 夫婦、家族間でコミュニケーションをはかる
7. 育児や家事などの相談や情報を共有できる仲間やネットワークを作る
8. 地域の習慣を変える
9. その他（ ）
10. わからない

問 16. 育児や介護で休みをとる男性が少ない現状にありますが、その理由は何だと思いますか。

(○印いくつでも) (平成 27 年度追加設問)

1. 職場の理解が得られないから
2. 昇進や昇給に影響する恐れがあるから
3. 取得後の職場復帰への不安があるから
4. 仕事の量や責任が大きいから
5. 休業補償が十分ではなく、家計に影響するから
6. 女性の方が育児・介護に向いているから
7. 男性自身に「恥ずかしい」「プライドが邪魔をする」などの気持ちがあるから
8. その他 ()
9. わからない

子育て・子どもの教育についておたずねします

問 17. 子どもの育て方については「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てた方がよい」とお考えですか。(○印 1 つ)

1. そのとおりである
2. まちがった考え方である
3. どちらともいえない

問 18. 男女平等の意識を育てるために、学校教育ではどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。(○印いくつでも)

1. 異性を思いやる気持ちの大切さを教える教育を充実させる
2. 男女ともに、家事や育児、介護などについて学習する時間を設ける
3. 進路指導において、男女の別なく能力を生かせるよう配慮する (平成 27 年度追加設問)
4. 性に対する正しい知識や性の尊厳、母性保護の重要性についての学習を推進する
5. 教員や保護者に男女平等の研修を推進する
6. 管理職（校長や教頭）に女性を増やしていく
7. 出席簿の順番など、男女を分ける習慣をなくす
8. その他 ()
9. わからない

問 19. 安心して子どもを生み育てるためにはどのようなことが必要だと思いますか。

(○印いくつでも)

1. 子ども手当などの養育費の補助の充実
2. 子ども医療費助成制度の拡大
3. 保育施設の充実
4. 児童館や公園など子どもの遊び場の確保
5. **子ども会など地域の仲間づくり組織の充実** (平成 27 年度追加設問)
6. ファミリーサポートセンター事業による子育て援助活動の充実 (平成 27 年度追加設問)
7. 子育て支援センターなどの親子が交流できる施設の充実
8. 父親の子育て参加
9. 家族の育児に対する理解と協力
10. 母子家庭、父子家庭への支援
11. 放課後児童の受入れ体制の充実
12. 病児・病後児の保育の充実
13. その他 ()
14. わからない

~~問 18. 自分の周りで子どもが虐待されているのではないかと思ったことがありますか。(○印1つ)~~

1. よく思う
2. ときどき思う
3. 感じたことがない
4. よくわからない

問 20. 子どもへの虐待を起こさないためにはどのようなことが必要だと思いますか。

(○印いくつでも)

1. 親へのカウンセリング体制を確立する
2. 子育てネットワークが作られるよう支援する
3. 育児相談窓口、児童相談所、民間の児童養護施設を増やす
4. 刑法で厳しく規制する
5. 児童虐待防止キャンペーンを実施する
6. その他 ()
7. わからない

配偶者等からの暴力についておたずねします

問 21. あなたはこれまでに、DVを受けたことがありますか。(○印1つ)

1. たびたびある→問 22 へ 2. 1～2度ある→問 22 へ 3. まったくない→問 26 へ

問 22. (問 21 で「1. たびたびある」「2. 1～2度ある」と回答した方に)

どのようなDVを受けましたか。(○印いくつでも)

1. なぐる、けるなどの身体的暴力を受けた
2. ののしる、おどす、大声で怒鳴るなどのことばによる暴力を受けた
3. 何を言っても、長時間無視された
4. 手紙や携帯電話を勝手に見られる等、交友関係を細かく監視された
5. 嫌がっているのに、性的な行為を強要されたり、卑わいな言葉をあびせられたりした
6. 見たくないのに、アダルトビデオやポルノ雑誌を見せられた
7. 生活費を渡してくれない
8. 自分が大切にしているものを捨てられたり、壊されたりした
9. 職場に行くことを妨害したり、外出先を制限された (平成27年度追加設問)
10. その他 ()

問 23. (問 21 で「1. たびたびある」「2. 1～2度ある」と回答した方に)

DVを受けた場合に誰かに打ち明けたりしましたか。(○印1つ)

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 1. 相談した→問 24 へ | 4. 訴えた→問 26 へ |
| 2. 相談できなかつた→問 25 へ | 5. その他 () →問 26 へ |
| 3. 相談しようと思わなかつた→問 25 へ | |

問 24. (問 23 で「1. 相談した」と回答した方に)

誰（どこ）に相談しましたか。（○印いくつでも）

1. 家族・親戚
2. 友人・知人
3. 警察
4. 国・県（女性相談センター等）・市町村の相談窓口
5. 民生・児童委員
6. 法務局・人権擁護委員
7. 医師・看護師・カウンセラー
8. 家庭裁判所・弁護士・民間シェルター
9. 教員・養護教諭・スクールカウンセラー (平成 27 年度追加設問)
10. その他 ()



次は問 26 へお進みください

問 25. (問 23 で「2. 相談できなかった」「3. 相談しようと思わなかった」と回答した方に)

その理由はなぜですか。（○印いくつでも）

1. 誰（どこ）に相談してよいのかわからなかつたから
2. 恥ずかしくて誰にも言えなかつたから
3. 相談しても無駄と思ったから
4. 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けたりすると思ったから
5. 自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていくことができると思ったから
6. 世間体が悪いと思ったから
7. 他人を巻き込みたくなかつたから
8. 自分にも悪いところがあったと思っているから
9. 自分が受けている行為がDVとは認識していなかつたから (平成 27 年度追加設問)
10. 相談するほどのことでもなかつたから
11. その他 ()

問 26. すべての方にお聞きします。

DVを防止するために、どのようなことが必要だと思いますか。（○印いくつでも）

1. 広報紙やパンフレットでDV防止の啓発を進める
2. DVの取締りを強化する
3. 被害者のための相談機関や保護施設を整備する
4. 加害者のための相談窓口を設置する
5. 配偶者暴力相談支援センターを設置し、被害者の自立を支援する
6. 学校や家庭における男女平等についての教育を充実させる (平成 27 年度追加設問)
7. 家庭で子どもに対し、小さいころから暴力はいけないことだと教える (平成 27 年度追加設問)
8. 加害者の更生教室を充実させる
9. その他 ()
10. わからない

セクシュアル・ハラスメントについておたずねします (平成 27 年度追加設問)

問 27. あなたは職場・地域・学校などで、セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントを受けたり、あるいはしたり、身近で見聞きしたことがありますか。
(○印①～⑯の項目ごとに 1 つずつ)

項目	選択肢 ある 受けたことが したことがある	見聞きした ことがある	相談を受けた ことがある	周りにはいない と思う
① 嫌がっているのに、性に関する話を聞かせる	1 2 3 4 5			
② 「女(男)だから」、「女(男)のくせに」と差別的な発言をする	1 2 3 4 5			
③ 仕事中に異性の身体を触る	1 2 3 4 5			
④ 宴会でお酌やデュエットを強要する	1 2 3 4 5			
⑤ 上司が地位を利用した性的誘いをする	1 2 3 4 5			
⑥ 性的な噂話などによって、職場に居づらくする	1 2 3 4 5			
⑦ 仕事に関係のない食事にたびたび誘う	1 2 3 4 5			
⑧ 結婚の予定や出産予定をたびたび聞く	1 2 3 4 5			
⑨ 容姿について繰り返し言う	1 2 3 4 5			
⑩ 性的な内容の手紙・メール・電話をする	1 2 3 4 5			
⑪ 妊娠や育児のことで、悪口や嫌がらせをされる	1 2 3 4 5			
⑫ 「お前の仕事のときは最悪だ」「クビを覚悟しろ」と頭ごなしに罵倒される	1 2 3 4 5			
⑬ あいさつをしても、自分だけ無視される	1 2 3 4 5			
⑭ きちんと仕事を与えてもらえない	1 2 3 4 5			
⑯ その他 ()	1 2 3 4 5			

社会参画男女共同参画についておたずねします (平成 27 年度追加設問)

問 28. あなたは、地域・職場などにおいて、方針決定の場へ参画したいと思いますか。(○印は 1 つ)

1. 参画したい思う
2. どちらかといえば参画したいと思う
3. どちらかといえば参画したいと思わない
4. 参画したいと思わない
5. わからない

問 29. 現在、男女平等参画社会の実現に向けて、法律や制度等の整備が進んでいます。あなたは、次のような法律等についてご存じですか。（○印①～⑩の項目ごとに1つずつ）（平成 27 年度追加設問）

項目	選択肢	内容までよく知っている	聞いたことはある	知らない
① 男女共同参画社会基本法	1	2	3	
② 女子差別撤廃条約	1	2	3	
③ 男女雇用機会均等法	1	2	3	
④ 育児・介護休業法	1	2	3	
⑤ ストーカー規制法	1	2	3	
⑥ DV防止法	1	2	3	
⑦ 性同一性障害特例法	1	2	3	
⑧ あま市男女共同参画プラン	1	2	3	
⑨ 女性活躍推進法	1	2	3	
⑩ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	1	2	3	

※男女共同参画社会／男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分発揮できる社会

問 30. 「男女共同参画社会」を実現するために、今後行政ではどのような取組みが必要だと思われますか。（○印3つまで）（平成 27 年度追加設問）

1. 仕事や子育て・介護を両立するために必要な公的サービスの充実
2. 育児・介護休業制度の普及・充実
3. DVやセクハラに関する相談窓口や被害者のための支援の充実及び相談体制の啓発
4. 母子・父子家庭の生活の安定と福祉の向上
5. 地域活動や生涯学習での男女平等の啓発
6. 女性の再就職に役立つ学習機会や相談事業などの就労支援の充実
7. ワーク・ライフ・バランスに関するキャンペーンや情報提供
8. 女性の働く環境や条件の整備と新しい分野などへ進出するための職業訓練などの充実
9. 国・地方公共団体・企業などが採用や管理職へ登用する際、女性の比率を定める積極策を講じる
10. 政治・経済・社会などあらゆる分野へ参画し、意思決定できるような女性の人材育成
11. 行政の審議会委員への女性の積極的な登用
12. 学校における男女平等教育の推進
13. 女性の健康管理を進めるための相談・検診体制の充実
14. 男女の多様なライフスタイルなどについての情報提供の充実
15. 情報提供や総合相談、交流、女性の就労支援などを総合的に行う拠点施設の充実
16. その他（ ）
17. 特にない

最後に、今までお聞きした問題以外にも、あなたが日ごろ、人権問題や男女共同参画社会について、お考えのことやお気づきのことなどについて、どのようなことでも結構ですので自由にご記入ください。

【人権問題について】

【男女共同参画社会について】

お忙しいところ、ご協力ありがとうございました。
ご記入いただきました調査票は、月 日()までに
同封の封筒に入れて（切手を貼らずに）郵便ポストへ投函
してください。
お手数をおかけしますが、よろしくお願ひいたします。